

目次

目次	1
第1 請求の趣旨	4
第2 請求の原因	4
5 処分行政庁の表示	4
1 事案の概要	4
2 事実経過	5
(1) 本件行政文書に対する原告の開示請求	5
(2) 本件開示請求に対する処分行政庁の決定	5
10 (3) 開示実施手数料に関する処分行政庁の通知	6
(4) 開示実施方法等に関する原告の申出	7
ア 申出	7
イ 収入印紙の貼付	7
(5) 原告の開示実施申出に対する処分行政庁の対応	7
15 (6) 原告の研究における本件文書の重要性	8
3 訴訟の形式について（本案前の主張）	8
(1) 開示手数料決定の取消請求（主位的請求）について	8
ア 処分性について	8
(ア) 問題	8
20 (イ) 公権力の行使	9
(ウ) 最高裁昭和39年判決	10
(エ) 事実行為（精神的表示行為）について	10

	a 精神的表示行為	10
	b 行政代執行法における戒告及びその通知	11
	c 納税の告知	12
	イ 開示実施手数料の納付義務について	12
5	(ア) 手数料の納付義務	12
	(イ) 開示実施手数料の納付義務の発生時期	13
	(ウ) 義務の範囲の具体性	13
	ウ 開示実施手数料通知の処分性について	14
	(ア) 行政事件訴訟法 3 条 3 項の「行政庁の処分」	14
10	(イ) 行政事件訴訟法 3 条 2 項の「その他公権力の行使に当たる行為」	15
	(ウ) 小括	17
	エ 本件における取消訴訟の可否	17
	(ア) 取消の対象	17
	(イ) 本件取消部分の処分性	17
15	(ウ) 小括	18
	(2) 公法上の法律関係の確認請求（予備的請求）について	18
	ア 公法上の法律関係に関する確認の訴え	18
	イ より適切な訴えによってその目的を達すること」ができない場合	19
	ウ 小括	19
20	4 開示実施手数料に関する法規範（本案上の主張）	20
	(1) 情報公開法 16 条 1、2 項の規定の趣旨	20
	ア 情報公開法 16 条 1 項が「実費の範囲内」と規定した意義	20
	イ 同条 2 項が「できる限り利用しやすい額」と規定した意義	20
	ウ 小括	20
25	(2) 情報公開法施行令における手数料規定の内容	21
	ア 開示請求手数料と開示実施手数料の区分	21

	イ 開示請求手数料に関する規定の趣旨	21
	ウ 開示請求手数料に対応する事務の範囲	22
	エ 開示実施手数料に関する規定の内容	23
	オ 開示実施手数料に対応する事務の範囲	23
5	(3) 施行令別表における「1 ファイル」の意義について	25
	ア 公文書管理法上の集合ファイル作成義務の存在	25
	イ もっとも包括的なファイルを原本として選択する義務	25
	ウ 入札関係文書における相互密接関連性の範囲	26
	(4) 手数料減免制度との整合性	27
10	ア 減免の限度額設定の意義	27
	イ 「一般的な開示請求」の範囲	27
5	結論	28
	(別紙 文書目録)	29
	(別紙 関係法令)	30

第1 請求の趣旨

1 (主位的請求)

5 処分行政庁の原告に対する、別紙文書目録記載の行政文書に係る令和8年2月6日付行政文書開示決定(北開局工管第173号)のうち、開示実施方法を「電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)」とする場合の開示実施手数料を金3,245,650円と決定した部分を取消す。

(予備的請求)

10 原告と被告の間において、原告が、処分行政庁の令和8年2月6日付行政文書開示決定(北開局工管第173号)に基づき、別紙文書目録記載の行政文書の開示を受けるにつき、金1900円を超える開示実施手数料の支払い義務が存在しないことを確認する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

処分行政庁の表示

15 〒060-8511

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局長 遠 藤 達 哉

1 事案の概要

20 情報公開法施行令において、電磁的記録としての行政文書を「CD-Rに複写したものの交付」の方法により開示する手数料を「CD-R1枚につき100円に、1ファイルごとに210円」と規定されているところ、「1ファイル」の意義は一義的に明らかにされていない。原告が開示請求した、処分行政庁の発注工事に関する「入札順位証明書」については、毎年度の発注工事の同証明書全部をまとめた集合物としての行政文書ファイルが存在する。

25 本件は、この行政文書ファイルを「1ファイル」として開示実施手数料を

計算すべきであるとする原告の見解を処分行政庁が容れず、入札 1 件分の同証明書を「1 ファイル」として計算した開示実施手数料（原告主張の約 1500 倍）の納付を開示の条件とする旨の通知をしたので、原告が（主位的請求として）当該通知処分の取消、および（予備的請求として）原告の上記
5 算定額を超える開示実施手数料支払義務の不存在確認を請求する事案である。

2 事実経過

（1）本件行政文書に対する原告の開示請求

原告は、2025（令和 7）年 12 月 26 日付で、北海道開発局長（以下「処分行政庁」という）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という）第 3 条に基づき、「請求する行政文書の名称等」を以下の通り記載して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という）をした（甲 1）。
10

「貴整備局が 2014 年度から 2023 年度の間に総合評価落札方式の一般競争または指名競争入札で発注したすべての工事について、工事名と入札日、予定価格、すべての入札者名とそれぞれの入札金額、基礎点
15 +加算点およびそれを入札金額で除した評価値とともに、その加算点の内訳がわかる電磁的記録。（以下略）」

ちなみに「北海道整備局の発注工事」には、北海道開発局（本局）自体が発注する工事のほか、道内 10 箇所を設置された開発建設部、及び
20 約 80 箇所に設置された事務所ごとに発注する工事も含まれる。

（2）本件開示請求に対する処分行政庁の決定

処分行政庁は、2026（令和 8）年 2 月 6 日付で、上記請求の対象たる文書の名称を、

「2014 年度から 2023 年度の間に北海道開発局が発注した工事に係る入札順位証明書」
25

と特定した上で、情報公開法 9 条 1 項に基づき、該当する文書（以下「本

件文書」という)の全部を開示する旨の決定(以下「本件開示決定」という)をし、これを原告に通知した(甲2)。

(3) 開示実施手数料に関する処分行政庁の通知

5 処分行政庁は、本件開示決定通知書中に「開示の実施の方法等」の欄を設け、情報公開法9条、同法施行令6条所定事項について、以下の通り記載した。

① 「行政文書の種類・数量等」

本件文書の「種類」には「電磁的記録」と「紙文書」の二つがあり、その「数量等」は、
10 「電磁的記録」が「15, 455ファイル」、
「紙文書」が「15, 732枚」

② 「開示の実施の方法」

「電磁的記録」は、「CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)」、
「紙文書」は、「電磁的記録を用紙に出力したものの交付」

15 ③ 「開示実施手数料の額(算定基準)」

「電磁的記録」は、「CD-R1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額」

「紙文書」は、「A3判以下用紙1枚につき10円」

④ 「行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額(A)」

20 「電磁的記録」は、3, 245, 650円

「紙文書」は、157, 320円

⑤ 「開示実施手数料(A-300円)」

「電磁的記録」は、3, 245, 350円

「紙文書」は、157, 020円

(4) 開示実施方法等に関する原告の申出

ア 申出

原告は、処分行政庁が本件開示決定通知書に添付した書式を用いて、
2026（令和8）年2月26日付で「行政文書の開示の実施方法等申
5 出書」を処分行政庁に提出した（甲3）。同申出書の中で原告は、行政文
書の「種類」としては「電磁的記録」を、またその範囲としては本件文
書の全部を選択する旨を記載した。

イ 収入印紙の貼付

実施方法申出書には開示実施手数料に相当する額の収入印紙を貼付す
べきところ（情報公開法施行令13条3項）、原告は、金1900円の収
10 入印紙を貼付して、同申出書を処分行政庁に提出した。「1900円」を
相当と考えた理由は、次の通りである。

後述の通り、処分行政庁には、管内で発注される国の直轄工事の入札
状況を、年度ごとにまとめた行政文書ファイルを作成する義務があり、
15 この義務は情報公開請求の有無にかかわらず成立している。従って、
本件文書の「ファイル数」は、入札件数1件につき1ファイルと数える
べきものではなく、年度ごとにまとめられる「行政文書ファイル」ごと
に1ファイルと数えるべきものである。これに「算定基準」を適用すれ
ば「基本額」は「2200円」（＝100円＋210円×10）となる
20 ところ、納付済みの開示請求手数料300円をここから差し引いた額であ
る「1900円」が、本件開示実施手数料相当額となる。

(5) 原告の開示実施申出に対する処分行政庁の対応

原告の上記開示実施方法等申出に対し、処分行政庁は、令和8年3月
17日付で、開示実施手数料が不足しているとして「このご案内を受け
25 取られた日から30日以内に不足分の3,243,450円をご納付いた
だきますよう御案内させていただきます」との通知を行い（甲4－1）、

開示の実施を拒否した。

(6) 原告の研究における本件文書の重要性

5 原告は、京都大学大学院経済学研究科教授であり、公表されている入札データから、談合が行われている可能性の高い案件をスクリーニングする統計学的手法を研究テーマの一つとしている。

上記研究にあたり、大量の入札データの入手が必須であるところ、国がウェブ上で公表している入札データは3年分にとどまるため、原告は、北海道開発局のほか、本件と同内容の開示請求を全国8地方整備局に対しても行っている。

10 なお、分析にあたっては情報がデジタルデータ化されていることが必要であることから、原告は「電磁的記録」の開示を求めている。「紙文書」の開示を受けても、研究に用いるためにはOCR（光学式文字認識）での読み取り作業を経る必要があり、労力・時間がかかるうえ、読み取りエラーが発生しうるため有用性が低いのである。

15 3 訴訟の形式について（本案前の主張）

(1) 開示手数料決定の取消請求（主位的請求）について

ア 処分性について

(ア) 問題

20 行政機関¹の長が、情報公開法9条1項に基づき、開示請求に係る行政文書²の全部又は一部を開示するときに、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面で通知した場合、当該通知のうち情報公開法施行令6条1項2号の事項（当該開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料（開示実施手数料）の額（情報公

¹ 行政機関の定義につき、情報公開法第2条第1項。

² 行政文書の定義につき、情報公開法第2条第2項。

開法 14 条 4 項の規定により開示実施手数料を減額し、又は免除すべき開示の実施方法については、その旨を含む。)) についての通知（以下「開示実施手数料通知」と言う。）につき、当該通知に示された収入印紙の額が法令（情報公開法 16 条、同法施行令 13 条）に違反しているとき、開示請求者が当該通知を不服として行訴法第 3 条第 2 項の処分の取消しの訴えが許されるか、当該通知の処分性³が問題となる。

（イ）公権力の行使

行訴法 2 条 3 項の公権力の行使について、コンメンタール II⁴ 29 頁は、次のとおり、説明する。

「公権力の行使」とは、「法が認めた優越的な地位に基づき、行政庁が法の執行としてする権力的意思活動を指す」（杉本・解説⁵ 9 頁）などとされ、詳細は別にみるが、法令に基づき一方的に国民の権利や義務を変動せしめ、あるいは国民の身体や財産に実力を加える継続的な行為で、国や公共団体だからなしうる、あるいは国や公共団体でなければなしえない行為を中核とする概念と一応いうことができよう。

本項が、行審法 1 条 1 項が「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し」（また、同条 2 項）と規定しているのと同じく、抗告訴訟を公権力の行使に「関する」不服の訴訟としているのは、行政庁の積極的な行為のみならず、不作為の違法確認の訴えにみられるように処分等をしないという行政庁の消極的な状態を抗告訴訟の対象に含める趣旨である（杉本・解説⁶ 9 頁）。」

³ 「ある行政の行為が行政事件訴訟三条に定める行政庁の処分その他公権力の行使にあたること」は「処分性」と呼ばれる（塩野宏『行政法 II [第六版] 行政救済法』103 頁（有斐閣、2019 年））＝甲第 5 号証

⁴ 室井力、芝池義一、浜川清編『コンメンタール行政法 I 行政事件訴訟法・国家賠償法 第 2 版』（日本評論社、2006 年）＝甲第 6 号証

⁵ （引用者注）杉本良吉『行政事件訴訟法の解説』（法曹会、1963）＝甲第 7 号証

⁶ （引用者注）杉本良吉『行政事件訴訟法の解説』（法曹会、1963）＝甲第 7 号証

(ウ) 最高裁昭和 39 年判決

行政事件訴訟特例法 1 条にいう行政庁の処分につき、最高裁判所昭和 39 年一〇月二九日判決（民集一八卷八号一八〇九頁。以下「最高裁昭和 39 年判決」という。）は、次のとおり、判示した。

- 5 「行政事件訴訟特例法一条にいう行政庁の処分とは、…行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう…。そして、かかる行政庁の行為は、公共の福祉の維持、増進のために、法の内容を実現することを目的とし、正当の権限ある行政庁により、法に準拠してなされるもので、社会公共の福祉に極めて関係の深い事柄であるから、…行政庁の右のような行為は仮りに違法であっても、それが正当な権限を有する機関によって取り消されるまでは、一応適法性の推定を受け有効として取り扱われるものであることを認め、これによって権利、利益を侵害された者の救済については、通常の民事訴訟の方法によることなく、特別の規定によるべきこととしたのである」。
- 10
- 15

(エ) 事実行為（精神的表示行為）について

a 精神的表示行為

- 20 事実行為（精神的表示行為）についての処分性の有無については、塩野宏『行政法Ⅱ〔第六版〕行政救済法』（有斐閣、2019 年）（以下「塩野行政法Ⅱ」）⁷114～115 頁は、次のとおり、説明している。
- 「外部に対する行動ではあるが、直接法効果を有しない表現行為がある。これをここでは広く精神的表示行為としておくと、これは最高裁判所の定式の形式的適用としては、処分性は否定されることとなる。
- 25

⁷ 塩野行政法Ⅱ＝甲第 5 号証

しかし、実際の適用事例では必ずしもそうではない。」

「②裁判所は、しかし、定型的処分概念には厳密には当てはまらないとみられる表示行為（通知）にも、法の仕組みを検討して（仕組み解釈一本書Ⅰ六六頁）処分性を認めることがある。」

5

b 行政代執行法における戒告及びその通知

処分性を肯定すべき事実行為（精神的表示行為）のうち典型的なものとして、行政代執行法における戒告及びその通知があり、これらについて、塩野行政法Ⅱ115頁は、次のとおり、説明する。

10

「最高裁判所の判決はまだないけれども、行政代執行法における戒告およびその通知を処分とするのが下級審判決の傾向といえる（大阪高決昭和四〇・一〇・五行裁例集一六卷一〇号一七五六頁、東京地判昭和四一・一〇・五行裁例集一七卷一〇号一一五五頁、東京地判昭和四八・九・一〇行裁例集二四卷八＝九号九一六頁。否定例もある。東京地決昭和四四・六・一四行裁例集二〇卷五＝六号七四〇頁）。戒告は相手方のすでに発生している履行義務に新たな義務を特段付加するものではない。その意味では、権利・義務を新たに形成し、その範囲を確定するものではない。

15

20

ただ、処分性肯定裁判例は、そのことを前提とした上で、戒告は「代執行の前提要件として行政代執行手続の一環をなすとともに、行政代執行の行われることをほぼ確実に示す表示でもある。そして代執行の段階に入れば多くの場合直ちに執行は終了し、救済の実を挙げえない点をよりすれば、戒告は後に続く代執行と一体的な行為であり、公権力の行使にあたるものとして、これに対する抗告訴訟を許すべきである（前掲大阪高決昭和四〇・一〇・五）としているのである。」⁸

⁸ 塩野行政法Ⅱ115頁＝甲第5号証

c 納税の告知

最高裁が処分性を肯定した事実行為（精神的表示行為）としては、納税の告知がある。これについて、塩野行政法Ⅱ115頁は、次のとおり説明している。

- 5 「納税の告知も実体法上の課税処分になんらかの効果を及ぼすわけではないが、最高裁判所はこれによって「確定した税額がいくばくであるかについての税務署長の意見が初めて公にされるものであるから、支払者がこれと意見を異にするときは、当該税額による所得税の徴収を防止するため、異議申立てまたは審査請求（……）のほか、抗告訴訟もなしうると解すべき」であるとした（最判昭和四五・一二・二四民集二四卷一三号二二四三頁、行政判例百選Ⅰ六一事件⁹）。」¹⁰
- 10

イ 開示実施手数料の納付義務について

（ア）手数料の納付義務

- 15 情報公開法16条1項は、「開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。」と定めている。

同条は、「開示請求をする者」又は「行政文書の開示を受ける者」につき、手数料納付義務があることを規定したものと解される。

- 20 すなわち、「開示請求をする者」は、開示請求に係る手数料（開示請求手数料）の納付義務を負担し、「行政文書の開示を受ける者」は、開示の実施に係る手数料（開示実施手数料）を負担する。

なお、情報公開法16条1項の「行政文書の開示を受ける者」とは、同法14条2項の「開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者」と

⁹ 宇賀克也=交告尚史=山本隆司編『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣、2017年）。なお、現在は、第8版。

¹⁰ 塩野行政法Ⅱ115頁＝甲第5号証

同じ者であり、これは同法 9 条 1 項の規定により開示決定に係る通知を受けた者であると解される。

(イ) 開示実施手数料の納付義務の発生時期

5 情報公開法 9 条 1 項の規定により開示決定に係る通知を受けた時には、開示請求に係る行政文書に関する開示請求権の範囲が具体的に確定しており、開示の実施の内容、すなわち、特定の者に対し提供する役務の内容が、実施の方法毎に具体的に特定されている。

10 手数料は、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付としての性質を有するので、開示実施手数料の納付義務も、開示の実施に対する反対給付としての性格を持つ。¹¹

15 そうすると、同法 16 条 1 項の「行政文書の開示を受ける者」(以下、特に断りがなければ、「行政文書の開示を受ける者」をこの意味で用いる。)につき、反対給付としての開示実施手数料の納付義務が発生するのは、同法 9 条 1 項の規定により開示決定に係る通知を受けた時であると解するのが、同法 16 条 1 項の文言の解釈としても自然である。

(ウ) 義務の範囲の具体性

既に述べたとおり、開示実施手数料の納付義務は、開示の実施に対する反対給付としての性質を持つ。

20 すなわち、行政文書の開示を受ける者は、情報公開法 14 条 2 項に基づき開示の実施の方法を申し出なかった場合や、申し出た場合でも

¹¹ 「一般に、手数料は、国、地方公共団体又はこれらの機関が、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付として、当該役務に要する費用を回収するために徴収するものである。

情報公開法制において、仮に、当該役務に要する費用の負担を開示請求者に求めなければ、当該費用は租税等の一般財源によって賄われることになるが、それについて国民の合意が得られているとは考えられず、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額の手数料を納めなければならないこととしたものである。」(総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』(財務省印刷局、2001 年) 146 頁＝甲第 8 号証

申し出た方法以外の方法に係る開示実施手数料につき、最終的には納付義務を負担することはない。

5 しかしながら、これは当該義務の内容たる手数料が反対給付としての性質を有するからであって、同法 9 条 1 項の規定により開示決定に係る通知を受けた時に反対給付として発生する開示実施手数料の納付義務が具体的な義務として確定しないということではなく、当該義務の具体的な範囲は、同法 9 条 1 項の規定により開示決定に係る通知を受けた時に確定すると考えられる。

ウ 開示実施手数料通知の処分性について

10 （ア）行政事件訴訟法 3 条 3 項の「行政庁の処分」

 行政文書の開示を受ける者の具体的な開示実施手数料納付義務の範囲の確定、すなわち、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することに当たる行為は、開示実施手数料通知よりも前には存在しないところ、行政文書の開示を受ける者につき、反対給付としての
15 開示実施手数料の納付義務が発生するのは、情報公開法 9 条 1 項の規定により開示決定に係る通知を受けた時であり、その際に具体的な範囲も確定するものであるとすると、同法 9 条 1 項の規定により開示決定に係る通知と同時に（あるいは一体として）発される開示実施手数料通知（情報公開法 9 条 1 項、同法施行令 6 条 1 項 2 号）に開示実施
20 手数料の納付義務の具体的な範囲が記されて、行政文書の開示を受ける者がはじめて行政機関の長としての考えを初めて知ることになるのだから、当該通知自体に行政文書の開示を受ける者の具体的な開示実施手数料納付義務の具体的な範囲を確定する効果があると考えるのが
25 妥当である。

 また、このように解すると、情報公開法 14 条 4 項の規定が適用される場合、開示実施手数料を減額し、又は免除すべき開示の実施方法

も開示実施手数料通知に記載されることとなっている同法施行令 6 条 1 項 2 号の手續規定とも整合的である。

5 手数料の減額や免除は、その対象となる手数料が具体的に確定していることが前提となるので、開示実施手数料の納付義務については、減額等の旨が記載される開示実施手数料通知がなされた時点において、行政文書の開示を受ける者が負担する開示実施手数料の納付義務の範囲が具体的に定まっていることが前提となる。

10 そうすると、開示実施手数料の納付義務については、開示実施手数料通知がなされた時点において、行政文書の開示を受ける者が負担する開示実施手数料の納付義務の範囲が具体的に定まると同時に、情報公開法 1 4 条 4 項の規定が適用される場合、開示実施手数料の納付義務の減額等が開示実施手数料通知によってなされることとなる。

15 以上のとおりであり、開示実施手数料通知には、行政文書の開示を受ける者の具体的な開示実施手数料納付義務の具体的な範囲を確定する効果があるところ、当該通知は、最高裁昭和 3 9 年判決にいう「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」に当たるので、行訴法 3 条 2 項の「行政庁の処分」に該当する。

20 (イ) 行政事件訴訟法 3 条 2 項の「その他公権力の行使に当たる行為」

25 仮に開示実施手数料通知は、「精神的表示行為」にすぎないと考え、当該通知自体は、行政文書の開示を受ける者が負担する開示実施手数料の納付義務の範囲に実体法上の効果をもたらすものではなく行政事件訴訟法 3 条 2 項の「行政庁の処分」に当たらないとしても、開示実施手数料通知に示された収入印紙の額が法令（法 1 6 条、施行令 1 3 条）に違反して違法な開示実施手数料通知がなされた場合、これを原

因として違法状態、すなわち、開示の実施を受けることができないこと又は法令に違反した通知による過払を余儀なくされること、が生じる。

5 すなわち、開示実施手数料通知に示された収入印紙の額が法令（法
情報公開法 16 条、同法施行令 13 条等）に違反している場合、開示
請求者がこれを不服として所定の収入印紙を貼らないでいると、具
体的な開示請求権が存在するにもかかわらず、それが事実上の効果であ
れ、法的効果であれ、法令に違反した通知によって、開示の実施を受
けることができないという意味で開示請求権の全面的な侵害（違法状
10 態）が生じる。

また、開示請求者が「所定の額の収入印紙」を貼付して納付を行い
開示の実施を受けた場合、開示請求者は、法令に違反した通知によっ
て本来であれば負担する必要のない出捐を迫られるのであるから、開
示請求権の侵害（違法状態）となることは明らかである。

15 そして、開示実施手数料通知は、開示実施手数料が「いくばくであ
るかについての」当該行政機関の長の「意見が初めて公にされるもの」
であり、この点で、判例（最判昭和 45・12・24 民集 24 巻 13
号 2243 頁、行政判例百選 I、61 事件。）の納税の告知と軌を一に
している。

20 そうすると、開示実施手数料通知は、行政事件訴訟法 3 条 2 項の「行
政庁の処分」に当たらないとしても、同項の「その他公権力の行使」
に当たり、行政文書の開示を受ける者は、開示実施手数料通知を違法
としてこれに不服であるときは、違法な開示実施手数料通知を原因と
する違法状態、すなわち、開示の実施を受けることができないこと又
25 は法令に違反した通知による過払を余儀なくされること、を排除する
ために、「処分の取消しの訴え」（行政事件訴訟法 3 条 2 項）をなしう

るとすべきである。

(ウ) 小括

5 以上のとおりであり、開示実施手数料通知は、処分性があり、行政
事件訴訟 3 条 2 項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」
である。

エ 本件における取消訴訟の可否

(ア) 取消の対象

10 行政機関の長が開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示する
ときにその旨の決定をしてその旨を通知した場合の通知、すなわち、
開示決定通知に処分性があることは明らかであるが、開示実施手数料
通知にも処分性があるとした場合、当該開示決定通知との関係が問題
となる。

15 両者を一体と見る考え方、分離する考え方の両説があるうるが、本
書面においては、開示決定通知と開示実施手数料通知を一体の通知と
して捉える前提で主張している。

20 従って、主位的請求においては、本件開示決定は、開示実施手数料
通知を含んでおり、そのうち原告が取消の対象としているのは、本件
開示決定のうち開示実施方法を「電磁的記録を CD-R に複製したもの
の交付 (PDF ファイル)」とする場合の開示実施手数料を金 3, 2 4
5, 6 5 0 円と決定した部分」である。

そして、当該部分を、「本件取消部分」という。

(イ) 本件取消部分の処分性

25 開示実施手数料通知は、処分性があり、行訴法第 3 条第 2 項の「行
政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」であるところ、本件取
消部分も本件開示決定における開示実施手数料通知の一部として処分
性を有する。

すなわち、本件取消部分は、行政文書の開示を受ける者である原告が「電磁的記録を CD-R に複製したものの交付 (PDF ファイル)」という開示の実施方法で開示の実施を受ける場合の開示実施手数料納付義務の具体的な範囲を確定するものとして「行政庁の処分」(行訴法第 3 条第 2 項)に当たるか、又は、本件取消部分が違法である場合には、開示の実施を受けることができないこと若しくは法令に違反した通知による過払を余儀なくされることという違法状態をもたらすという点で「その他公権力の行使に当たる行為」(行訴法第 3 条第 2 項)である。

5

10

(ウ) 小括

以上のとおりであり、原告は、本件開示決定の本件取消部分につき、行訴法 3 条 2 項の取消訴訟を提起できる。

(2) 公法上の法律関係の確認請求 (予備的請求) について

ア 公法上の法律関係に関する確認の訴え

15

仮に開示実施手数料通知 (本件通知) に抗告訴訟の対象となる「処分性」が認められないとすれば、本件通知以外には手数料に係る行政措置が全く存在しない以上、情報公開法施行令 (13 条及び別表) という行政立法によって直接決定される仕組みになっているものと理解するほかはない。

20

この場合は、原告が負担すべき開示実施手数料支払義務の範囲を判決で確認することを求める、公法上の法律関係に関する確認の訴え (行政事件訴訟法 4 条後段) が、適法な訴訟類型となる。

25

公法上の法律関係に関する確認の訴えについては、最高裁大法廷平成 17 年 9 月 14 日判決が、「現に存する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要な場合」であって、「他により適切な訴えによってその目的を達成すること」が出来ない場合であると判示している (大

法廷令和 4 年 5 月 25 日判決も同旨)。

イ より適切な訴えによってその目的を達すること」ができない場合

本件訴訟における裁判所の役割は、情報公開法施行令の関係条項の適切な解釈（特に情報公開法との整合的解釈）に尽きるから、「法令を適用することによって解決し得べき権利義務に関する当事者間の紛争」(最高裁昭和 29 年 2 月 11 日判決)、すなわち裁判所法 3 条所定の「法律上の争訟」に該当することは、論を待たない。

また、原告が開示を求めている本件行政文書には、不開示情報は全く含まれておらず、情報公開法 5 条柱書に定める処分行政庁の開示義務は確定している。一方、情報公開法 16 条は、開示実施の反対給付として、政令所定の開示実施手数料を納付する義務を設定しており、この義務は行政文書の開示を受けるのに先立って履行する必要がある（施行令 13 条 3 項）。すなわち開示実施申出書（情報公開法 14 条 2 項、施行令 10 条 1 項）に貼付すべき収入印紙の額が確定しなければ、原告の本件情報公開請求権は実現せず、その額が確定すれば、直ちにこれが実現するという関係にあるから、手数料の額の確認は「紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要」なものである。

本件につき抗告訴訟の提起が不適法とされるのであれば、「他に、より適切な訴えによってその目的を達すること」ができない場合に該当する。

ウ 小括

よって、本件につき主位的請求としての抗告訴訟が不適法とされる場合には、予備的請求としての公法上の法律関係確認訴訟として、手数料支払い義務不存在確認請求訴訟の適法性が認められるべきである。ちなみに、本件当事者間の同種事件に関する御庁令和 7 年 12 月 4 日判決は、明言を避けながらも行政事件訴訟法 4 条後段に基づく公法上の法律関係確認訴訟の適法性を示唆している。

4 開示実施手数料に関する法規範（本案上の主張）

（１）情報公開法１６条１、２項の規定の趣旨

ア 情報公開法１６条１項が「実費の範囲内」と規定した意義

5 情報公開法１６条１項は、情報公開に係る手数料には「開示請求手数料」と「開示実施手数料」の２種類があること、およびいずれの手数料についても、その額は「実費の範囲内において政令で定める」ことを規定している。

10 情報公開法要綱案では「実費を勘案し」とされていたものが「実費の範囲内において」と修正された趣旨について、宇賀克也教授は、
「実費には、開示請求者に交付する写しの作成等のための人件費、光熱費、コピー用紙代、郵送料等が含まれ、実費を反映した額を徴収した場合、行政機関情報公開法の利用を抑制する結果になるおそれがあるため、政策的配慮により、行政機関情報公開法を利用しやすい金額にすることが可能であることを明確にするためである。」

15 と説明している（甲９『新・情報公開法の逐条解説〔第８版〕』１８８頁）。

イ 同条２項が「できる限り利用しやすい額」と規定した意義

20 さらに情報公開法１６条２項は、「前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」と規定している。この規定は、衆議院における修正で追加されたものである。

ウ 小括

25 「実費の範囲内で、できる限り利用しやすい額」の手数料額を定めるように配慮する義務（以下において「手数料抑制義務」という）は、政令の制定するに当たって内閣に課せられた義務であるとともに、当該政令を解釈適用するに当たって各行政機関に課せられた義務でもあると解される。

(2) 情報公開法施行令における手数料規定の内容

ア 開示請求手数料と開示実施手数料の区分

情報公開法 16 条を受けて定められた同法施行令 13 条は、第 1 項において、開示請求手数料の額（第 1 号）および開示実施手数料の算定基準（第 2 号）を定めている。

イ 開示請求手数料に関する規定の趣旨

(ア) 開示請求手数料については、(オンライン請求を除き) 1 件について 300 円の定額となっている（令 13 条 1 項 1 号）。なお、「一の行政文書ファイル（公文書の管理に関する法律第 5 条第 2 項に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書」については、当該複数の行政文書を 1 件の行政文書とみなす旨が明記されている（令 13 条 2 項）。

(イ)「開示請求手数料」を 300 円と定めた趣旨について、立法関係者は、『300 円』の額については、開示請求書の提出があってから開示決定通知書等を送付するまでの事務に要する経費を基に、法第 16 条第 2 項の『できる限り利用しやすい額となるよう配慮しなければならない』旨の規定を踏まえて、(中略) 設定した」と説明している。(甲 8『詳解 情報公開法』304 頁)

ちなみに、情報公開法の制定にあたっては、衆・参両院とも、その附帯決議において、「開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようにすること」を求めた。上記付帯決議に基づき、開示実施手数料から開示請求手数料相当額を控除する制度（施行令 13 条 1 項 2 号）が実現したものであるが、開示実施手数料から控除される開示請求手数料の額を 300 円と設定したことが、情報公開制度を「できる限り利用しやすく」という実質的な意味を持つ

のは、開示実施手数料も開示請求手数料とあまり変わらない水準にある場合に限られる。

ウ 開示請求手数料に対応する事務の範囲

(ア) また、開示請求手数料に対応する事務の範囲について、立法関係者は「①開示請求書の記載事項の確認等の受付事務、②決定通知書の記載等の書面作成事務及び③決定通知書の送付事務が効率的に行われるとした場合のコスト並びに④郵送料のコストを積算の上、設定したものであり、開示・不開示の審査事務コスト及び行政文書の探索事務コストを含めていない。」と説明している。(甲 8『詳解 情報公開法』304

頁)

(イ) 「行政文書の探索」および「開示・不開示の審査」は、客観的には開示請求に対応する行政機関の事務のうち主要な部分を占めるものであるが、これらの事務は、手数料算定の対象にはなっていない。

そのことは、「手数料」制度の本質に由来する。そもそも「手数料」とは「国、地方公共団体又はこれらの機関が、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付」(甲 8『詳解 情報公開法』145 頁)である。

したがって、特定の者による請求の有無にかかわらず、行政機関に義務付けられている事務について、手数料を徴することは許されない。

(ウ) 行政機関が、その保有する情報の所在および不開示情報の範囲を常に把握しておくことは、特定の者による開示請求を待つまでもなく、当該行政機関が本来担うべき職務内容であるから、それが手数料の算定対象から除外されるのは当然である。

また公文書等が「国民共有の知的財産」と位置づけられていること(公文書管理法 1 条)に照らしても、情報そのものの対価が「実費」に含まれないことは当然である。

エ 開示実施手数料に関する規定の内容

(ア) 開示実施手数料については、施行令別表により、「行政文書の種類」(媒体) および「開示の実施方法」ごとにその額の算定方法が規定されている。

- 5 (イ) 本件行政文書は、別表の適用上、「行政文書の種類」としては「七 電磁的記録」に該当し、「開示の実施方法」としては CD-R すなわち「ホ
光ディスク (日本産業規格 X 6281 に適合するもの)」に該当するので、
「開示実施手数料の額」は、「1 枚につき 1 0 0 円に 1 ファイルごとに
2 1 0 円を加えた額」と定められている。ただし、「1 ファイル」の意
10 義についての説明はない。

オ 開示実施手数料に対応する事務の範囲

(ア) 示実施段階における事務として残されている事務、すなわち「実費」
の内容に算入されるべきものは、(紙や CD-R などの媒体そのものの対
価や郵送料は別として)行政文書の原本から写しを作成するという機械
15 的作業に要する人件費・物件費に限られることになる(一部開示処分を
する場合は、行政文書の原本から非開示部分を除いた「公開用原本」を
作成する作業を伴うが、この作業も機械的作業に属する)。

(イ) 電磁的媒体の原本から紙媒体にコピーする手間に比べれば、CD-R な
20 どの電磁的媒体にコピーすることがはるかに容易・簡便であることは
自明である。

情報を電磁的に処理することの利点について、宇賀克也教授は
「磁気テープにコピーして開示されれば、情報処理が数分間でできる
にもかかわらず、プリントアウトしたハードコピーで開示されると同
一の情報処理に数か月を要することもありうるし、また、開示にかか
25 るコストが電磁的記録の場合の方が大幅に低くなることもありうるの
で、開示請求者が電磁的記録での開示を望んだ場合には、可能な限り、

それに応じることが望ましい。」と指摘している（甲 9『新・情報公開法の逐条解説〔第 8 版〕』177 頁）。

原告が電磁的記録としてのコピーを請求する必要性も、まさにそこにある。

5 (ウ) しかも、近年、行政情報の保存媒体は、紙媒体から電磁媒体に急速に移行しつつある。

すなわち、「公文書管理の適正の確保のための取り組みについて」（平成 30 年 7 月 20 日関係閣僚会議決定）で、「今後作成する行政文書については作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に管理する」
10 ことが決定され、「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知」（甲 10、令和 4 年 2 月 10 日内閣府大臣官房公文書課長）によれば「紙媒体で取得した行政文書について、スキャナ等で読み取ること等により、電子媒体に変換し、当該電子媒体の文書を正本として管理することができ」るものとされている（31 頁）。本件行政文書も当然電磁媒体として行政文書ファイルにまとめられている。
15

(エ) 前述の通り、処分行政庁が提示した開示実施手数料の額は、「電磁的記録」が「紙文書」より「大幅に低くなる」どころか、「紙文書」の 2
1 倍もの高額に達している。このような開示実施手数料の要求は、「実費の範囲内」という法規範を無視したものであるのみならず、電子媒
20 体による情報管理という時代の趨勢に逆行する暴挙でもある。

(オ) ちなみにすべての都道府県と政令市の情報公開条例が、電磁的記録としての行政文書を光ディスクに複写する方法による開示実施方法を認めているが、媒体としての CD-R または DVD の実費以外に、手数料を請求する都道府県や政令市は、ほとんど存在しない。
25

電磁的コピーを作成するのに要する「実費」が、無料にしても差し支えないほど微々たるものである、ということが既に社会通念となっ

ていることは明らかである。

(3) 施行令別表における「1 ファイル」の意義について

ア 公文書管理法上の集合ファイル作成義務の存在

(ア) 公文書管理法（平成21年法律66号）5条2項は、以下の通り規定している。

「行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。」

(イ) 国土交通省行政文書管理規則（平成23年国土交通省訓令25号）も、その2条2号において公文書管理法5条2項と同一の規定を置いている。

ちなみに公文書管理法施行令8条5項は、「法第5条第1項の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。」と規定しているので、同一年度の入札関係文書の保存期間の満了日は同一であるから、集合ファイルにまとめるべき対象である。

イ もっとも包括的なファイルを原本として選択する義務

(ア) 施行令別表における「1 ファイル」の意義は文理上特定されていないが、公文書管理法が複数の行政文書の集合物としての「行政文書ファイル」の作成を義務付けていることに照らせば、請求対象情報を集合物としてまとめたファイルのうち、もっとも包括的なものを「1 ファイル」と取り扱うことが、手数料抑制義務を尊重する所以であると考えられる。

(イ) この解釈は、情報公開法施行令13条2項により、開示請求手数料

について、一の「行政文書ファイル」にまとめられた複数の行政文書に対する開示請求が１件として取り扱われること（前記（２）のイの（ア））とも整合的である。

ウ 入札関係文書における相互密接関連性の範囲

5 （ア）管内で発注されるすべての直轄工事の入札関係文書が、「相互に密接な関連を有する」と解すべきであることは、処分行政庁の所掌事務に照らして明らかである。

10 （イ）国土交通省設置法（平成１１年法律１００号）４条１項３号は「社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む）に関すること」を同省の所掌事務と規定し、この所掌事務のうち北海道の区域に係るものを北海道開発局に分掌させている（同法３３条）。

15 入札契約適正化法（平成１２年法律１２７号）により、国土交通大臣は各省各庁の長や地方公共団体に対し、入札契約適正化指針（閣議決定）に従った措置の状況について報告を求め、また同指針に照らし特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請する権限を与えられた（同法１９，２０条）。

20 ちなみに入札契約適正化指針においては、談合情報等に適切な対応をするために「入札結果の事後的・統計的分析」を活用することが奨励されている（令和４年版指針１９頁）。

（ウ）「直轄工事」の範囲

上記国土交通省設置法を受けて、北海道開発局組織規則（平成１３年国土交通省令２２号）は、２条各号において同局事業振興部の所掌事務として、

25 「直轄工事の入札及び契約に関すること」（２４，２５号）
 「公共工事の統計及び報告に関すること」（２７号）

「公共工事に係る費用の縮減に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること」(32号)

などを規定している。

5 ここに「直轄工事」とは北海道開発局が発注する工事であり、「公共工事」とは、道内の市町村をはじめとするすべての公共団体が発注する工事の総称である。

10 (エ) 直轄工事に係る入札は、本局(すなわち処分行政庁)から開発建設部(10箇所)ないし道路事務所や河川事務所等の事務所(約80箇所)に委任されて執行されることもあるが、直轄工事の全体を本局みずから把握することなしには、「公共工事の費用の縮減」策等について北海道庁や市町村等との調整事務を履行することは不可能である。すなわち処分行政庁としては、出先機関の発注分を含むすべての入札関係文書を、「相互に密接な関連を有する」文書としてまとめる必要がある訳である。

15 (4) 手数料減免制度との整合性

ア 減免の限度額設定の意義

情報公開法16条3項は、経済的困難等の理由に基づく手数料減免規定の導入を政令に委任しているところ、施行令14条は減免の限度額を「2000円」と定めている。

20 その趣旨について、宇賀克也教授は「減免の限度額を2000円としたのは一般的な開示請求であれば開示実施手数料が2000円を超えることはないと考えられたからである」と説明している(甲9『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕』189頁)。

イ 「一般的な開示請求」の範囲

25 公文書管理法がすべての行政機関に作成を義務付けている「相互に密接な関連を有する行政文書の集合物」としての「行政文書ファイル」の

開示を請求することが、「一般的な開示請求」の範囲を逸脱するものでないことは、多言を要しない。前述の通り、開示請求手数料（３００円）と開示実施手数料の水準があまりかけ離れたものでないことを立法者は想定していたが、手数料減免の限度額を設定するに当たっても、同様の

5

5 結論

以上要するに、情報公開法１６条の規定に即して、「実費の範囲内で」、「できるだけ利用しやすい額とするよう配慮」しつつ、同法施行令の規定を解釈すれば、施行令別表の「１ファイル」の意義は、１件ごとの入札順位調書を指すものと限定すべきものではなく、処分行政庁およびその出先機関が１年度の間に発注する工事全体の入札順位調書をまとめた集合物としての「行政文書ファイル」をも含むものと解すべきであり、全１０個のファイルによって構成される本件文書の開示実施手数料は、１９００円（基本額２２００円（＝１００円＋２１０円×１０）から納付済みの開示請求手数料相当額３０

10

15

０円を差し引いた額）である。
従って、この額を超える開示実施手数料を賦課する処分は違法であるから、原告は、主位的請求としてその取消を求める。

また、さきの御庁令和７年１２月４日判決が示唆するように、本件紛争が行政事件訴訟法４条後段に基づく、公法上の法律関係確認の訴えとして、処理されるべきものであるならば、予備的請求として、１９００円を超える開示実施手数料の支払い義務がないことの確認を求めるものである。

20

以上

(別紙)

文書目録

2014年度から2023年度の間に北海道開発局が発注した工事に係る
入札順位証明書、の電磁的記録

5

10

15

20

(別紙)

関係法令

1 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）

第 3 条（抗告訴訟）

- 5 1 項 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。
- 2 項 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。
- 10 3 項 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。
- 4 項 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。
- 15 5 項 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。
- 6 項 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。
- 20 一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。
- 二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。
- 25 7 項 この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁

がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

第4条（当事者訴訟）

この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

第9条（開示請求に対する措置）

1項 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するとき
10 は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2項 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、
15 その旨を書面により通知しなければならない。

第14条（開示の実施）

1項 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、
20 行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2項 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法
25 その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 項 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 項 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から 30 日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第 16 条（手数料）

1 項 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 項 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 項 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）

第 6 条（法第 9 条第 1 項の政令で定める事項）

1 項 法第 9 条第 1 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法
- 二 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額（第十四条第四項の規定により開示実施手数料を減額し、又は免除すべき開示の実施の方法については、その旨を含む。）
- 三 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示を希望する場合には法第 14 条第 2 項の規定による申出

をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから
事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

四 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に
要する日数及び送付に要する費用

- 5 五 第9条第2項第1号（同号ニに係る部分に限る。）又は第3項第3号（同
号へに係る部分に限る。）に定める方法による行政文書の開示を実施する場
合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

- 2 項 開示請求書に前条第1項各号に掲げる事項が記載されている場合における
法第9条第1項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号
10 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 前条第1項第1号の方法による行政文書の開示を実施することができる
場合（事務所における開示については、同項第2号の日を実施することが
できる場合に限る。）その旨並びに前項第1号及び第3号から第5号まで
に掲げる事項（同条第一項第一号の方法に係るものを除く。）並びに前項第
15 2号に掲げる事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

第13条（手数料の額等）

1 項 法第16条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、
それぞれ当該各号に定める額とする。

- 20 一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に
係る行政文書一件につき300円（情報通信技術活用法第6条第1項の規
定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合
にあっては、200）

- 25 二 開示実施手数料 開示を受ける行政文書1件につき、別表の上欄に掲げ
る行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、
それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場

- 合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額（法第14条第4項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が前号に定める額に相当する額（次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからハまでに定める額。ハを除き、以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。）は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。
- 5
- 10
- （イ乃至ハ省略）
- 2 項 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書
- 15
- である行政文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 一 一の行政文書ファイル（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律
- 20
- 第66号）第5条第2項に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書
- 3 項 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除いて、それぞれ開示請求書又は第10条第1項若しくは前条第1項に規定する書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。
- 25
- 一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文書に係る開

示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合

(イ、ロ省略)

二 行政機関又はその部局若しくは機関(前号イ及びロに掲げるものを除く。)

の事務所において開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金でする

5 ことが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で
 公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求
 手数料又は開示実施手数料を当該事務所において現金で納付する場合

4 項 行政文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を
 納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、

10 当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

第 1 4 条 (手数料の減免)

1 項 行政機関の長 (法第 1 7 条の規定により委任を受けた職員があるときは、
 当該職員。以下この条において同じ。) は、行政文書の開示を受ける者が経済
 的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請
15 求 1 件につき 2 0 0 0 円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除
 することができる。

2 項 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、
 法第 1 4 条第 2 項又は第 4 項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額
 又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出し
20 なければならない。

3 項 前項の申請書には、申請人が生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第
 1 1 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあって
 は当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする
 場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

25 4 項 第 1 項の規定によるもののほか、行政機関の長は、開示決定に係る行政文
 書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認

めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

別表（第 13 条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	ハ 用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ 光ディスク（日本産業	1枚につき100円に1フ

	規格X 0 6 0 6 及びX 6 2 8 1 に適合する直径1 2 0 ミリ メートルの光ディスクの再生 装置で再生することが可能な ものに限る。) に複写したもの の交付	ファイルごとに2 1 0 円を加え た額
--	--	-------------------------

(1 イ、ロ、ホ、ト、チ、2 乃至6、7 イ、ロ、ヘ乃至チ省略)

4 公文書等の管理に関する法律（平成2 1 年法律第6 6 号）

第5 条（整理）

- 1 項 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関
5 の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を
付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 2 項 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存
に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、
10 適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが
適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）
にまとめなければならない。
- 3 項 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該
行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保
15 存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 項 行政機関の長は、第1 項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存
期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。
- 5 項 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以
下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合に
20 あっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、

保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

5 国土交通省設置法（平成11年法律第100号）

5 第4条（所掌事務）

1 項 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

10 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関すること。

（四乃至百二十八および2項省略）

15 第33条（北海道開発局）

1 項 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

20 二 第四条第一項第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十二号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、
25 第五十二号の二から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、

第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第百一号から第百三号まで、第百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第百十三号、第百十四号、第百十六号、第百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第百二十八号に掲げる事務

（1項四乃至七、2項乃至5項省略）

6 北海道開発局組織規則（平成13年国土交通省令第22号）

第2条（事業振興部の所掌事務）

1項 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

10 二十四 直轄工事の入札に係る建設業者、測量業者、建設コンサルタント及び地質調査業者（第三十五条において「建設業者等」という。）の資格の審査に関すること。

二十五 前号に掲げるもののほか、直轄工事の入札及び契約に関すること。

二十七 公共工事の統計及び報告に関すること。

15 三十二 公共工事に係る費用の縮減に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

（一乃至二十三、二十六、二十八乃至三十一、三十三乃至五十七 省略）

7 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

20 第19条（適正化指針に基づく責務）

各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第20条（措置の状況の公表）

1項 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣
25 に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指

針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 項 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 項 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5